

## 7年監査公表第9号

令和6年度に執行した監査の結果（令和7年5月30日監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年12月5日

京都府監査委員 能勢 昌博  
同 藤山 裕紀子  
同 森 敏行  
同 橋本 幸三

## 定期監査

## 監査の結果

## 【部局別】

健康福祉部

家庭・青少年支援課

（指摘）

謝金及び旅費の支払が著しく遅延していたもの

（措置の内容）

監査終了後、直ちに課内に指摘事項を周知し、同様の事例がないことを確認するとともに、再発防止及び適切な事務処理の重要性について、課内で共通理解を図った。

また、謝金管理システムへの会議開催決定時の事前登録及び終了時の終了登録を速やかに行うこととし、会計事務月次点検においても、複数の点検者による相互チェックを再徹底して、支払未了リストを課内で共有することとし、支払遅延の再発防止を徹底することとした。

## 監査委員

## 京都府監査委員告示第2号

京都府府民簡易監査規程を廃止する告示を次のように定める。

令和7年12月5日

京都府監査委員 能勢 昌博  
同 藤山 裕紀子  
同 森 敏行  
同 橋本 幸三

## 京都府府民簡易監査規程を廃止する告示

京都府府民簡易監査規程（平成18年京都府監査委員告示第2号）は、廃止する。

## 附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にされたこの告示による廃止前の京都府府民簡易監査規程第2条第1項の規定による申立てについては、なお従前の例による。

